**八千代市農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）**

# １．主な職務

担当区域での農地利用の最適化のための活動（①担い手への農地利用の集積・集約化，②遊休農地の発生防止・解消，③新規参入の支援活動），地域計画更新への協力のほか，必要に応じて農業委員会の総会や事前の現地調査に参加し，農業委員とともに農業委員会活動を行います。なお，活動日数は月６日以上を予定しています。

# ２．募集人数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域名 | 含まれる地区 | 募集人数 |
| 第２区 | 小池，真木野，神久保，島田台，大学町，平戸，佐山，島田，桑納，桑橋，吉橋，尾崎，麦丸のうち，主に「吉橋・尾崎」を担当する者 | １人 |

# ３．身分

八千代市の特別職の非常勤職員（地方公務員法第３条第３項第２号）

※秘密保持義務が伴います。（農業委員会等に関する法律第２４条）

# ４．資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

ただし，次の各号のいずれかに該当する者は，農地利用最適化推進委員になることはでき

ません。

(1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3)八千代市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等

(4)八千代市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

# ５．任期

委嘱を受けた日から令和８年７月１９日まで

# ６．委員報酬

月額４１，０００円

# ７．推薦・応募の方法

(1)申込方法

八千代市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する要領に基づき，推薦又は応募により申込みができます。下記の申込書を募集期間内に八千代市農業委員会事務局へご提出ください。

|  |
| --- |
| 候補者を推薦する場合（個人用） |
| 第１号様式「八千代市農地利用最適化推進委員推薦申込書（個人用）」第４号様式「欠格条項に関する申告書及び同意書」 |
| 候補者を推薦する場合（法人・団体用） |
| 第２号様式「八千代市農地利用最適化推進委員推薦申込書（法人・団体用）」第４号様式「欠格条項に関する申告書及び同意書」 |
| 自ら応募する場合 |
| 第３号様式「八千代市農地利用最適化推進委員応募申込書」第４号様式「欠格条項に関する申告書及び同意書」 |

(2)申込書の入手方法

次の窓口に備えるほか，八千代市のホームページからもダウンロードできます。

|  |  |
| --- | --- |
| 窓　口 | 所在地・連絡先 |
| 八千代市農業委員会事務局 | 八千代市大和田新田３１２番地の５八千代市役所６階（６Ｆ－１）TEL：047-421-6793（直通） |
| 八千代市ホームページ | http://www.city.yachiyo.chiba.jp/ |

(3)提出場所

八千代市大和田新田３１２番地の５

八千代市農業委員会事務局（６階）（６Ｆ－１）

※提出時間は，開庁日の午前８時３０分から午後５時まで（郵送での提出は受付できません。）

(4)募集期間

令和７年５月８日（木）から令和７年６月６日（金）まで

# ８．推薦・応募状況の公表について

農業委員会等に関する法律により，推薦者，被推薦者（推薦を受ける者）及び応募者の申込状況について，募集期間の中間及び終了後にインターネット等で公表をすることが定められております。

公表項目については申込書に記載された住所・連絡先以外のすべてとなります。

|  |
| --- |
| 公表項目 |
| (1)推薦又は応募する区域(2)推薦者（個人）は，氏名，職業，年齢及び性別(3)推薦者（法人又は団体）は，名称，目的，代表者又は管理人の氏名，構成員の数，構成員の資格及び要件等(4)被推薦者又は応募者は，氏名，職業，年齢，性別，経歴及び農業経営の状況(5)推薦又は応募の理由 |

# ９．選考の方法

提出された申込書を基に選考を行います。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

選考により農地利用最適化推進委員候補者を決定し，八千代市農業委員会より委嘱されます。

候補者の選考結果は推薦者，被推薦者及び応募者に文書で通知します。

# １０．問合せ先

八千代市大和田新田３１２番地の５　八千代市役所６階（６Ｆ－１）

八千代市農業委員会事務局

電話０４７－４２１－６７９３（直通）